

## おおさかCO<sub>2</sub>CO<sub>2</sub>（コツコツ）ポイント連絡協議会設置要綱

### （目的）

第1条 府民の脱炭素への意識改革・行動変容を図るため、独自でポイント等の付与制度を有する事業者等と大阪府が協働して、脱炭素型の消費行動に付与するポイント等を「おおさかCO<sub>2</sub>CO<sub>2</sub>（コツコツ）ポイント」として付与する取組の推進を図ることとして、「おおさかCO<sub>2</sub>CO<sub>2</sub>（コツコツ）ポイント連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）」を設置する。

### （取組内容）

第2条 連絡協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号について情報共有や意見交換を行う。

- (1) 府民の脱炭素への意識改革・行動変容の促進に関すること
- (2) おおさかCO<sub>2</sub>CO<sub>2</sub>（コツコツ）ポイントの普及・拡大に関すること
- (3) その他連絡協議会の目的達成に必要な事項に関すること

### （構成員）

第3条 連絡協議会の構成員は、大阪府及び当該年度におおさかCO<sub>2</sub>CO<sub>2</sub>（コツコツ）ポイントを付与する事業者等とする。

### （費用）

第4条 連絡協議会の会費は徴収しない。ただし、連絡協議会の活動に係る費用は、原則として、当該費用が発生する活動を行った構成員が個別に負担する。

### （退会）

第5条 構成員は本要綱を遵守しないとき又は本連絡協議会の名誉を毀損する行為があったとき若しくは次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、大阪府は当該構成員を退会させることができる。

- (1) 法人等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき、法人等の役員等が暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である場合又は暴力団密接関係者（同法第2条第6号に規定する暴力団密接関係者をいう。以下同じ。）である場合
- (2) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められる場合
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している場合

- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有している場合
- (5) 連絡協議会の信用を著しく害した場合
- (6) 事業者等が解散又は破産した場合

(会議)

第6条 連絡協議会を適正に運営するため、会議を開催する。

- 2 会議は、議長が招集する。
- 3 議長は、大阪府環境農林水産部脱炭素・エネルギー政策課長とする。
- 4 会議は、連絡協議会の活動全般に関する事項について協議する。

(事務局)

第7条 連絡協議会の事務局を大阪府環境農林水産部脱炭素・エネルギー政策課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、連絡協議会の運営に関し必要な事項は、事務局が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年12月10日から施行する。